

【中国】行政復議法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 行政復議（不服審査）を行政に対する不服申立ての主要方式とするため、2023年9月1日、行政復議法が改正され、行政復議の受理範囲を広げ、公平性を高める規定等が整備された。

1 背景と経緯

行政復議は、行政行為の違法・不法に係る不服申立てを行政が審理し、被害者を救済する制度であり、同制度を規定する行政復議法は1999年に制定、2009年及び2017年に一部改正されている。しかし、行政不信等のため、不服申立てには信訪¹、行政訴訟²等が主に利用され、これまで行政復議の利用は相対的に少なかった。2020年策定の「行政復議体制改革方案」等において、行政復議の効率性と公正性を高め、これを行政紛争解決の主要方式とする方針が示され³、本法の改正も明記された。本法改正案は、2022年10月から全国人民代表大会常務委員会での審議が開始され⁴、2023年9月1日に可決・公布、2024年1月1日に施行された⁵。

2 改正法の概要

(1) 章構成

改正法は全7章90か条から成る。第1章：総則（第1条～第10条）、第2章：行政復議の申立て（第11条～第29条）、第3章：行政復議の受理（第30条～第35条）、第4章：行政復議の審理（第36条～第60条）、第5章：行政復議の裁決（第61条～第79条）、第6章：法的責任（第80条～第86条）、第7章：附則（第87条～第90条）。以下、改正部分を中心に内容を紹介する。

(2) 総則（第1章）

旧法の5か条から10か条に拡大。制定目的に「行政紛争を解消する主要方式としての行政復議の機能を発揮させる」ことが追加（第1条）されたほか、県級以上の政府等を行政復議機関、その中で行政復議を担当する部門を行政復議機構と定義し、国務院（中央政府）の行政復

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年1月10日である。

¹ 日本語では、一般的に「陳情」等と訳される。元来は中国共産党や国の機関への意見表明の手段として設けられたが、経済発展に伴い、行政への不服申立てが多数を占めるようになった。2022年制定の信訪工作条例では、内容が不服申立てに属する信訪は、担当部門に転送することが規定された。富窪高志「中国の信訪制度について」『レファレンス』No.688, 2008.5, pp.56-62. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/999667>>; 湯野基生「【中国】信訪工作条例の制定」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, p.41. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12302077>>

² 行政監督の一つとして、行政行為による被害者が人民法院（裁判機関）に訴訟を提起できる制度。1989年制定の行政訴訟法（「中华人民共和国行政诉讼法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4NTg1NTBhMGY%3D>> 2017年6月27日公布、同年7月1日施行）により規定される。

³ 「关于《中华人民共和国行政复议法（草案）》的说明—2022年10月27日在第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十七次会议上一」2023.9.6. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202309/t20230906_431581.html>; 「行政复议法“大修”通过：五大亮点值得关注」2023.9.21. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/kgfb/202309/t20230921_431831.html>

⁴ 唐一军「关于《中华人民共和国行政复议法（草案）》的说明—2022年10月27日在第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十七次会议上一」2023.9.6. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202309/t20230906_431581.html>

⁵ 「中华人民共和国行政复议法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4YTIxZTZjMzAxOGE1MDhkNDkxYTJjOTg%3D>>（中華人民共和國主席令第9号）

議機構（司法部（部は日本の省に相当））は基準となる前例を公開し（第4条）、行政復議機関は調停⁶を行う（第5条）ことができる等の条文が追加された。

（3）申立て（第2章）

旧法の第2章及び第3章に相当。旧法の11か条から19か条に拡大し、第1節（範囲）、第2節（参加者）、第3節（申立ての提出）、第4節（管轄）に細分された。受理できる行政復議の範囲について、行政処罰、強制執行、証書の取消し等の従来の内容に加え、徴収徴用、賠償、労働災害、農村の土地経営権等が追加された（第11条）。このほか、受理できない範囲（第12条）、行政訴訟の前にまず行政復議を行うべき場合（第23条）、県級以上の地方政府の管轄範囲（第24条）、国务院各部門の管轄範囲（第25条）等の条文が追加された。

（4）受理（第3章）

旧法の第4章を第3章及び第4章に分割。行政復議機関が申立てを受理すべき形式面の条件を列挙し、受理しない場合には理由を説明すべきことが追加された（第30条）。このほか、申立内容が不十分な場合は、申立人に補足訂正を求める（第31条）、正当な理由なく申立てが受理されない場合のほか、差戻しや期限を超えて回答がない場合も、申立てを行った機関の上級機関に申し立てることができる（第35条）等の条文が追加された。

（5）審理（第4章）

全5節から成る。第1節（一般規定）は、受理した申立ては、通常手続又は簡易手続によって審理を行う（第36条）ことを明記したほか、行政復議手続を中止、終了する場合（第39条、第41条）を列挙する。第2節（証拠）は、行政復議の証拠の内容（第43条）を列挙するほか、被申立人は、行為の合法性等について挙証責任を負う（第44条）、申立人等は、被申立人が提出した書面回答、証拠等の文書を（国家安全に関わるもの等を除き）閲覧・複製することができる（第47条）等の条文が追加された。第3節（通常手続）は、通常手続の場合、行政復議機構は、インターネット等により当事者の意見を聴取し（第49条）、重大案件等では、聴聞を実施しなければならない（第50条）、県級以上の地方政府は、専門家等による委員会を組織し、案件処理等について意見を聴取しなければならない（第52条）等の条文が追加された。第4節（簡易手続）では、事実関係が明確である等の場合、行政復議機関は、簡易手続を適用することができる（第53条）、簡易手続を適用した案件は、書面での審理とすることができる（第54条）が、行政復議機構が不適切と判断した場合は、通常手続に切り替えることができる（第55条）等の条文が追加された。第5節（付帯審査）では、付帯審査請求（政府が制定した規則等の合法性等について行う。）は、行政復議機関に処理権限がある場合は30日以内に処理し、権限がない場合は7日以内に権限を持つ機関に転送しなければならない（第56条）等の条文が追加された。

（6）裁決（第5章）

旧法の12か条から19か条に拡大。通常手続の場合は受理後60日以内、簡易手続の場合は受理後30日以内に、行政復議機関は裁決を行う（第62条）、行政行為の変更を決定する場合、申立人に不利な変更をしてはならない（第63条）等のほか、行政行為を取り消す場合（第64条）、取り消さないが行政行為が違法であると認める場合（第65条）、行政復議機関が作成する調停書（第73条）、裁決書（第75条）、意見書（第76条）に関する規定等が追加された。

⁶ 中国語原文は「調解」。仲裁、和解等を含む概念であり、法院、人民調解委員会が行うもののほか、行政機関による行政調停がある。